狭山都市計画道路の変更(狭山市決定)

都市計画道路3・5・15号狭山市駅上諏訪線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等の 交差の構造	備考
幹線街路	3 · 5 · 15	狭山市駅 上諏訪線	狭山市 入間川 1丁目	狭山市鵜ノ木	狭山市 入間川 4丁目	約1,630m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差 2箇所	

理由

長期未整備都市計画道路の見直し作業において、交通体系等を総合的に検討した結果、都市計画道路を本案のとおり変更し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものである。

理由書

本理由書は、狭山都市計画道路の変更(3・5・15号狭山市駅上諏訪線) についての理由を示したものです。

I 狭山都市計画区域における位置等

狭山都市計画区域は、都心から約40km 圏にあり、埼玉県の南西部に位置しています。

首都圏中央連絡自動車道、国道16号、国道299号、国道407号や都市計画道路東京狭山線等により道路網の骨格が形成されており、こうした広域交流の潜在性や地域特性を活かしながら、魅力と活力のある都市づくりを目指しています。

今回変更する3・5・15号狭山市駅上諏訪線は、市中央部の入間川地域の 西端に位置し、西武新宿線狭山市駅西口から3・4・5号国道16号までを東 西に結ぶ幹線道路として決定されている路線です。

Ⅱ 変更の必要性

長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路の中には、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている路線も存在します。こうした路線については、その必要性などを現時点で再検証し、見直すべき路線については適切に見直していく必要があります。

このことから、狭山都市計画区域内において、長期未整備都市計画道路を再検証した結果、以下の道路について変更するものです。

(1) 3・5・15号狭山市駅上諏訪線は、斜面地に位置し、地形的制約があること、国道16号との交差形状に制約があることから、現道である市道幹第9号線を活用したルートに線形を変更します。

Ⅲ 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容		
3·5·15号 狭山市駅上諏訪線	約1,630m	2車線	12m	線形変更に伴う、一部区域 の変更		



